

藤沢市に望まれる 社会教育コーディネーター

(提 言)

2009年10月1日

藤沢市社会教育委員会議

目 次

(ページ)

I	はじめに	1
II	藤沢市に望まれる社会教育コーディネーター	
1	役割	3
2	担い手	3
3	組織・仕組み	3
4	養成・カリキュラム	4
III	社会教育指導員の勤務に関する実態と意識	5
IV	提言	7
V	おわりに	8

社会教育委員会議資料

藤沢市社会教育委員会議の定例会開催状況	11
藤沢市社会教育委員名簿	12

I はじめに

私たちは、一般的に物事や人材の調整・まとめ役を総じて、資格制度の有無にかかわらずコーディネーターと呼んでいる。

近年、教育の領域でも、特別支援教育コーディネーターを始め、教育支援コーディネーター、環境学習コーディネーター、情報教育化コーディネーター、英語教育コーディネーターなど、様々な役割・名称のコーディネーターが活躍してきた。また、文部科学省は地域全体で学校教育を支援するため学校支援地域本部事業を推進しており、ボランティアと学校との調整を行う(学校支援)地域コーディネーターも生まれている。しかし、これらコーディネーターの活動の場は学校である。

一方、公民館は、昭和21年7月に出された文部次官通牒により、町づくり村おこしの担い手として設置が推奨され、昭和24年に制定された社会教育法により社会教育の事業を行う教育施設として位置づけられ、明確な基準が設けられた。以後、様々な法令・告示・通達・答申を経て、現在、藤沢市では、社会教育の最前線の現場として存続している。

これまで出された生涯学習・社会教育の国の答申や報告書を見ると、平成8年4月の生涯学習審議会の「地域における生涯学習機会の充実方策について(答申)」では、Ⅲ-1-(2)「施設間の広域的な連携の促進」の中で、○行政部局間の連携強化○民間との連携強化○学習情報ネットワークの構築と共に○コーディネート機能の強化が項目として挙げられている。

平成18年には教育基本法が抜本的な改正が行われ、「社会教育の振興のための関連施設の設置」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が明文化された。さらに、平成19年中央教育審議会の「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(中間報告)には、『社会教育施設については、住民に身近な学習支援拠点として講座等を通じた学習機会を提供するにとどまらず、青少年や地域住民全体の人間力を育成するため、学校・家庭・地域の連携交流の拠点として、学習相談から社会参加までを一環して支援できる学習コーディネート機能の充実に努めることが求められる。』との記述がある。

そのような状況の中、藤沢市の特徴とも捉えられている藤沢市民の市民力により、市民の学習やボランティア活動の支援の場では様々なコーディネーターが存在し活躍し、地域活動や学習支援活動など、地域で主体的な活動を実践している人々をサポートしている。しかしながら、このようなコーディネーターが、公民館をはじめとした社会教育施設の仕組みに組み込まれている例は存在しない。

藤沢市社会教育委員会では、平成14年「市民と共にあゆむ社会教育施設・事業のあり

方(報告書)」、平成16年「市民が生き生きと暮らす社会教育を(提言)」、平成20年「だれもが参画できる生涯学習社会(提言)」と3度にわたり、公民館を中心とした地域の活性化と地域力の向上を目指した提言等をしており、その中でも社会教育に関わるコーディネーターの必要性について言及してきた。

平成21年度を迎えるにあたり、研究課題を模索した結果、これまでの提言等を踏まえ、継続的に課題として捉えてきた『地域の拠点としての公民館に求められるコーディネーターについて』を、①役割②担い手③組織・仕組み④養成・カリキュラムという項目立てを行い、これまでのまとめを行うという結論を得た。

藤沢市における生涯学習の推進は、長い社会教育施策の中で中心的な存在であった、活動拠点としての公民館から始まり、いつでも、どこでも、誰でも必要なときに情報を得、活動が開始されることが必要である。その市民の活動を支える大きなキーワードが、藤沢市内の情報を含む社会資源の流通をサポートするコーディネーターではないだろうか。

最後に、今回の提言にあたり、過去の提言等の進捗状況と藤沢市の財政的、政策的な条件を十分に理解した上で、実現可能な提言となるよう、心がけたことを注記する。

II 藤沢市に望まれる社会教育コーディネーター

1 役割

コーディネーターの役割として考えられるものは、今まで公民館職員が担ってきた、何かを学習したい人に学習に関する情報を提供することに加え、すでに活動を始めている市民に対して、必要なサポートや有益な情報を提供するということである。それにより、活動を促進させ、活動組織自体と地域の活力のレベルアップにつながり、地域の人材を育むことにつながるのではないかと考え、4項目にまとめた。

- (1) 公民館を拠点とした社会教育活動をコーディネートする
- (2) やりたいことがどこでできるか分からない人を誘導する
- (3) 学習者(学習したい人)と事業、団体、人、活動をつなげる
- (4) 学習者(学習したい人)のニーズを公民館事業に反映させる

2 担い手

上掲の役割を全て担える人材を求めた場合、専門的知識だけではなく、地域性や活動経験など、かなり幅広い能力が求められる。

また、過去の提言等の中で、裏づけとして行った公民館の調査研究から見えた実態から、コーディネーターは早急に手当てをすべき事案であると思われ、役割を担う人材の資質要件には、次の4通りが考えられる。

- (1) 相応の知見をもち、コーディネーターとしての能力を兼ね備えた方
(社会教育指導員(※1)、公民館体育指導員等)
- (2) 5年を目途に退職している社会教育指導員のOBの方
- (3) 社会教育主事任用資格を有している方
- (4) 地域活動の実践をされている方で、相応の研修を受講した方

3 組織・仕組み

担い手の章で述べた個々人の能力に依存した場合、人材の確保は困難を極めると予測される。また、その事業成果は、短期間ではあらかずすることができない。そのため、継続的な取り組みが必要となり、持続可能な組織化、制度化を視野に入れた考えを持つことは重要である。

また、複数のコーディネーターが協働することにより、より効果的なコーディネートが可能となることを見逃してはならない。そして、能力を備えた人材を発掘するだけでなく、意欲のある市民に人材育成のための研修を行い、全ての公民館にコーディネート機能を備える仕組みを構築し、コーディネーターの公的な位置づけと、期待する効果を裏づけする費用の確保も必要である。

4 養成・カリキュラム

コーディネーターは、事業達成型、企画遂行型があるとされ、それぞれ担う役割は違っている。藤沢市の公民館で必要と考えられるコーディネーターは、その折衷型もしくは発展型であろう。つまり、市民の学習や活動に関する「困った」「どうしよう」へのナビゲーションに対する解決策の紹介から事業達成、企画遂行に至るまで幅広く求められている。しかしながら、組織・しくみの項目で述べたように、今回の提言では、コーディネーターとして全ての能力を兼ね備えた個々の人材に依存することなく、複数の人材による統合連結型コーディネーターチームを構築するイメージを想定している。この仕組みには、多種多様な人材の養成は欠かすことはできない。ここでは、必要と思われるコーディネーター能力の向上を求め、具体的なカリキュラムを提示した。なお、その研修は、生涯学習大学での養成講座実施がもっとも現実的であるとする。

1 基礎	生涯学習・社会教育・公民館について	生涯学習・社会教育の意義、公民館の役割、法令など
2 環境	公的施策について	藤沢市をはじめ、神奈川県、国などの政策・方針の計画・実施状況の理解
	環境について	自然・社会・家庭など人・地球を取り巻く環境全般の一般的知識と動向の把握
	地域の実情について	地理的・経済的・福祉・自治会・サークル・ボランティア等活動団体の様子など
3 コーディネート	コーディネーターについて	役割と任務、求められる資質への理解
	コーディネート技法について	コーディネートの手法の理解・習得
	情報収集と情報発信について	地域情報の収集と対象者に応じた発信の仕方、コーディネートや学習相談への活用
	システムの構築・効率的活用の方法について	多種多様な条件の変化の下での分析や企画を実践する力
	計画から評価までの流れについて	コーディネートをした結果、どのような効果が生じているのかを確認する目標設定と評価の方法
	先進市の事例研究(国内・海外)について	広い視野と向上心を持つよう心がけることによる情報収集能力
4 コミュニケーション	接遇について	明るい雰囲気づくり (身だしなみ、接客態度、好感度を上げる話し方など)
	カウンセリングについて	基礎知識・手法などを学び、応用する
	コミュニケーション能力について	意思・感情の伝達方法や人と人との関わり方
	バックアップについて	援助・補助・支援の体制や方法
	自己管理能力について	多様な見方、考え方の確立 気分転換や精神コントロールの方法

Ⅲ 社会教育指導員の勤務に関する実態と意識

今回の提言にあたり、藤沢市における公民館非常勤職員に関する調査結果のまとめとして平成19年に社会教育計画研究会[東京大学大学院教育研究科社会教育学(鈴木)研究室]より発行された、『社会教育施設の非常勤職員に関する調査研究報告書－藤沢市の事例－』の調査データを実態把握のための資料として、研究室代表である鈴木真理氏の許可の下使用した。調査はアンケート形式で実施され、平成18年3月8日現在公民館で非常勤職員としてかかわりを持つ68名に配布された。

1、 基本的属性

有効回答者(全49名、うち現社会教育指導員28名・現公民館体育指導員15名・元社会教育指導員6名)の基本属性は下記の通りである。

表3-1 F1 (性別)

性別	人数	
男	0	(0.0)
女	49	(100.0)
合計	49	(100.0)

表3-2 F2 (年齢)

年齢	人数	
～30歳	0	(0.0)
31～40歳	5	(10.2)
41～50歳	30	(61.2)
51～60歳	13	(26.5)
61歳～	1	(2.0)
合計	49	(100.0)

表3-3 F3 (学歴)

学歴	人数	
中学校	0	(0.0)
高等学校	15	(30.6)
専門学校	8	(16.3)
高等専門学校・短期大学	13	(26.5)
大学・大学院	12	(24.5)
その他	1	(2.0)
合計	49	(100.0)

出所『同 調査研究報告書』p.19.

2、採用方法と勤務への期待

指導員になった契機としては、現職の指導員や常勤職員からの声かけによるものが約8割を占め、指導員となる以前の公民館とのかかわりと勤務への期待は、地域づくり貢献等、公民館事業への自己能力の還元性よりも、自己の学習深化、能力や報酬の獲得への期待が多い。

表4-3 Q3(指導員となることへの期待)×Q1(採用以前の勤務館との関わり) ()内は%

	主催事業参加者			施設利用者			ボランティア			計
	人数	(%)		人数	(%)		人数	(%)		
公民館運営・事業への参画	14	(48.3)	14	(51.9)	4	(36.4)	22	(44.9)		
地域づくり貢献	11	(37.9)	7	(25.9)	4	(36.4)	15	(30.6)		
能力活用	8	(27.6)	7	(25.9)	4	(36.4)	15	(30.6)		
学習深化・能力獲得	22	(75.9)	21	(77.8)	9	(81.8)	37	(75.5)		
報酬	20	(69.0)	19	(70.4)	7	(63.6)	30	(61.2)		
社会的存在感・有用性	4	(13.8)	4	(14.8)	2	(18.2)	7	(14.3)		
交流の機会	13	(44.8)	8	(29.6)	5	(45.5)	18	(36.7)		
その他	2	(6.9)	2	(7.4)	2	(18.2)	2	(4.1)		
全体数	29	(100.0)	27	(100.0)	11	(100.0)	49	(100.0)		

注 Q3は複数回答。下線は、本文で言及した数値。

出所『同 調査研究報告書』p.22.

3、勤務内容

公民館側から求められている業務は、事業の企画から評価まで多岐にわたり、勤務条件や自己のスキルとのすり合わせに苦慮している姿を想像することができる。

	社教		体育		()内は%	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
企画	30	(88.2)	10	(66.7)	40	(81.6)
事前準備	31	(91.2)	11	(73.3)	42	(85.7)
当日準備	34	(100.0)	14	(93.3)	48	(98.0)
評価	28	(82.4)	7	(46.7)	35	(71.4)
各種相談業務	12	(35.3)	4	(26.7)	16	(32.7)
事務的業務	33	(97.1)	13	(86.7)	46	(93.9)
その他	1	(2.9)	3	(20.0)	4	(8.2)
全体数	34	(100.0)	15	(100.0)	49	(100.0)

注 Q9は複数回答。下線は、本文で言及した数値。

出所『同 調査研究報告書』p.24.

上表は複数回答のため、日々の実務を如実に表しているが、本来の社会教育指導員の役割である各種相談業務の割合が4割に満たないことは残念な結果といえよう。

4、勤務に対する意識の変化と問題提起

アンケートでは最後に「学習支援に今後必要なものは」と尋ねている。最も多く必要と考えられているものは、研修の充実であり、次に市(行政)からの情報提供、職場の環境改善と続く。

	社教		体育		()内は%	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
研修の充実	26	(76.5)	8	(53.3)	34	(69.4)
指導員の増員	5	(14.7)	0	(0.0)	5	(10.2)
常勤職員の増員	6	(17.6)	3	(20.0)	9	(18.4)
市からの情報提供	19	(55.9)	5	(33.3)	24	(49.0)
指導員の社会教育主事資格取得	4	(11.8)	2	(13.3)	6	(12.2)
職場の環境改善	14	(41.2)	9	(60.0)	23	(46.9)
その他	4	(11.8)	1	(6.7)	5	(10.2)
全体数	34	(100.0)	15	(100.0)	49	(100.0)

注 Q20は複数回答。

出所『同 調査研究報告書』p.30.

上記質問の自由記述欄には、公民館(事業)はこうあるべきという公共の制限と世間の私的なニーズとのギャップに悩む姿や、民のカルチャー教室との差別化、公民館が重点的に取り組むべき事業についての意見、地域住民が社会教育行政にかかわっていく制度そのものをどう考えるかを問いかけるものもあった。

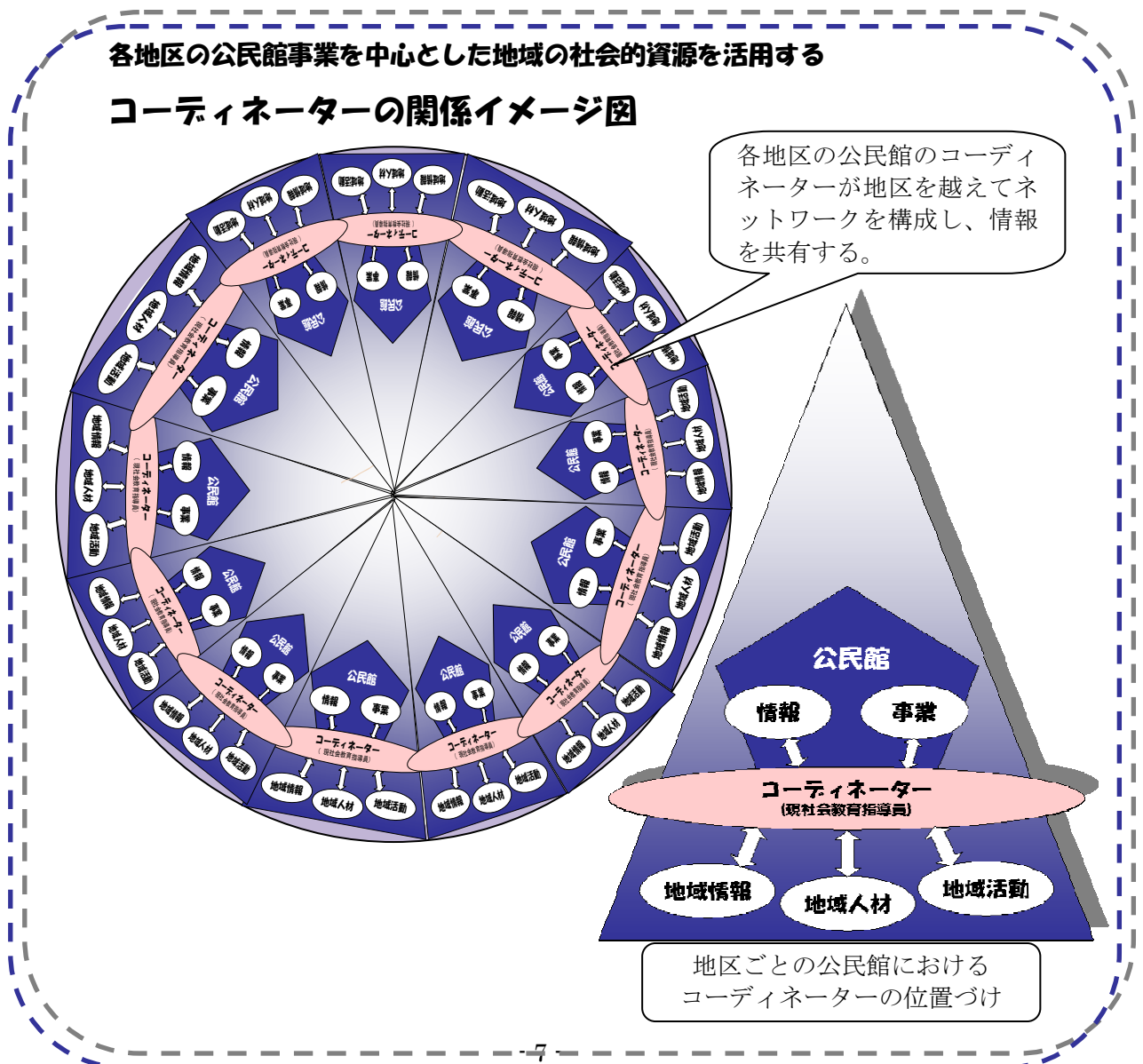
IV 提言

- 1 藤沢市内の公民館に『社会教育コーディネーター制度』を導入する。
- 2 藤沢市生涯学習大学に『社会教育コーディネーター育成コース』を新設する。

藤沢市の住民と地域の活力を向上するためには社会教育事業を推し進めることが緊急の課題であり、公民館を中心とした人と事業、活動、情報をつなげることが必要と考える。

公民館の現状を踏まえると、現在の社会教育指導員の役割を充実させる方向で調整し、生涯学習大学での人材育成も含めた制度化に向けて一歩進めることが必要である。

これにより、藤沢市の社会教育分野におけるコーディネーターの位置づけを確立し、それぞれのコーディネーターによる緩やかなネットワークが創り出され、藤沢市内各地域に散在する価値ある社会的資源の融合と活性化が図れるものと確信する。



V おわりに

提言に向けた検討過程では、コーディネーターの活動についても地域間の競争原理を働かせながら、役割や研修内容も全てを必須とせず、その時々ニーズや地域性に応じた柔軟性があるという意見や、コーディネーターを支える仕組みとして、地域力を生かした「地域の達人(ご意見番)」「(公民館)ボランティア」や、生涯学習課(特にスーパーバイザーとしての社会教育主事)の役割についても意見が出された。

今回の提言にあたっては、藤沢市の公民館が地区本館方式(※2)で培った確固たる実績と、地域活動に積極的な藤沢市民を擁していることを前提条件として捉えている。コーディネーター制度の導入によって公民館の役割が一層発揮され、公民館を核とした地域の教育力の向上を期待したい。

※1 社会教育指導員…「藤沢市社会教育指導員規則」では次のように定められている。

(目的および設置)

第1条 この規則は、この市の社会教育指導者の充実を図り、住民の自発的な社会教育活動を促進援助するため、社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置き、その職務、資格その他必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 指導員は、社会教育に関する情報提供、相談などを行なうとともに次の各号に掲げる職務を行なうものとする。

- (1) 社会教育事業実施についての指導、助言
- (2) 社会教育に関する団体の育成、指導
- (3) 社会教育相談

(資格および委嘱)

第3条 指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけている者のうちから教育長が委嘱する。

※2 地区本館方式…藤沢市の公民館は、中央館一分館方式ではなく、13の公民館それぞれが、本館として地域性を発揮する形で独自性を保ちながら事業運営を行っている。

藤沢市社会教育委員会議の定例会開催状況

定例会名	開催日	内 容
7月定例会	2008年 7月4日	○ 正副議長の選出 ○ 社会教育委員会議の運営について ○ 社会教育委員の職務について ○ 関係審議会等委員の選出について
8月定例会	8月1日	○ 各委員の活動発表 ○ 県社会教育委員連絡協議会研修会事例発表について
9月定例会	9月10日	○ 各委員の活動発表 ○ 藤沢市教育文化貢献者表彰の推薦について
10月定例会	10月1日	○ 各委員の活動発表
11月定例会	11月5日	○ 各委員の活動発表
12月定例会	12月3日	○ 各委員の活動発表 ○ 藤沢市青少年問題協議会委員の選出について
1月定例会	2009年 1月7日	○ 協議課題について
2月定例会	2月4日	○ 協議課題について
3月定例会	3月4日	○ 協議課題について
4月定例会	4月17日	○ 社会教育関係団体への補助金の交付について ○ 協議課題の進め方について
5月定例会	5月13日	○ 藤沢市スポーツ振興審議会委員の選出について ○ 協議課題の進め方について
6月定例会	6月17日	○ 生涯学習ふじさわプラン実施計画の調査項目について ○ 提言について
7月定例会	7月1日	○ 県社会教育委員連絡協議会研修のシンポジストについて ○ 提言について
8月定例会	8月5日	○ 提言について
9月定例会	9月2日	○ 提言について

藤沢市社会教育委員名簿

(任期：2008年7月1日から2010年6月30日まで)

氏名	選出母体	備考
有田 昭治	藤沢市立小学校長会	
角田 宗夫	藤沢市立中学校長会	09年5月まで
岡本 孝博	藤沢市立中学校長会	09年6月から
岩壁 清吉	鎌倉湘南地区県立高等学校長会	09年3月まで
坂本 紀典	鎌倉湘南地区県立高等学校長会	09年6月から
宇佐美 美恵子	藤沢市文化団体連合会	
小野 隆弘	藤沢市体育協会	
芳沢 周司	藤沢市ボーイスカウト連絡会	
岩野 妙子	藤沢市PTA連絡協議会	
木村 依子	家庭教育関係者（子育て支援グループゆめこびと）	
木所 昌子	学識経験者（希望の郷ボランティア）	
○手塚 明美	〃（市民活動推進センター所長）	
◎前田 耕司	〃（早稲田大学大学院教授）	
古川 博子	〃（声楽家・元フェリス女学院大学講師）	
新實 正美	〃（藤沢公民館運営審議会委員）	09年6月まで
小林 裕子	〃（鵜沼公民館運営審議会委員）	09年9月から
栗栖 淳	〃（国土舘大学教授）	
平野 茂樹	〃（公募）	

（◎は議長 ○は副議長）

藤沢市社会教育委員会議 “提言”
「藤沢市に望まれる
社会教育コーディネーター」

発行 2009年（平成21年）10月1日

藤沢市教育委員会 生涯学習部生涯学習課
〒251-8601 藤沢市朝日町1-1